

北本市パートナーシップ宣誓制度（概要）

1 目的

北本市では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく暮らせる社会の実現を目指しています。この制度は、性的少数者等への支援とともに、多様な性のあり方の理解を広げることを目的としています。

2 パートナーシップとは

次のどちらかに該当する二人が、お互いを人生のパートナーとして相互に協力し、継続的な共同生活を送ることを約束した関係です。

- (1) 双方又は一方が性的少数者であること
- (2) 事実上の婚姻関係にあること

3 パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップにある二人が市長に対し、互いがパートナーシップにあることを誓うことです。

4 パートナーシップ宣誓制度対象者

- (1) 成年であること
- (2) 北本市民であること、または3か月以内に転入を予定していること
- (3) 結婚していないこと（配偶者がいないこと）
- (4) 宣誓者以外の方とパートナーシップまたは事実婚の関係がないこと
- (5) 宣誓者同士が、民法に規定されている婚姻できない間柄ではないこと（民法第734条、第735条に該当しないこと）

5 パートナーシップ宣誓をすると

二人の名前が入った宣誓証明書、宣誓証明カードが交付されます。

6 パートナーシップ宣誓の効力

パートナーシップ宣誓制度は婚姻と異なり、権利や義務の付与を伴うものではありませんが、市営住宅の入居が可能となったり、表紙に2人の写真を載せたパートナーシップ宣誓記念版広報を作成できるなど、受けられるサービスがあります。

7 北本市外に転出する場合

北本市の要綱であるため、宣誓の効力はなくなり、交付されている宣誓証明書または宣誓証明カードを返還していただきます。

(参考)

第 号



北本市パートナーシップ宣誓証明書

住所 _____	住所 _____
氏名 _____	氏名 _____
_____年 月 日生	_____年 月 日生

宣誓日 _____年 月 日

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓がなされたことを証明します。

北本市長 印

※ 本証明書を使用する際には、裏面の注意事項を参照してください。

← 宣誓証明書 (A4)



北本市パートナーシップ宣誓証明カード

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓がなされたことを証明します。

[本人]	[パートナー]	
_____	_____	_____
第 号	様 _____ 様	
宣誓日	年 月 日	

北本市長 印

← 宣誓証明カード
(身分を証明するものではありません)